

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
4	(1) 診断は監査の一類型ではない。 (2) 「システム監査とは、… 監査の一類型である。」では意味が通じない。 <修正前> 前文 [1] システム監査の意義と目的 システム監査とは、専門性と客観性を備えた監査人（システム監査人）が、情報システムのガバナンス、マネジメント、コントロールの適切性等に対する保証、又は改善のための助言を行い、また、ニーズによっては現状の診断を行う監査の一類型である。	○	御指摘を踏まえ、診断に関する記載については内容を見直しております。 <修正後> 前文 [1] システム監査の意義と目的 システム監査とは、専門性と客観性を備えたシステム監査人が、一定の基準に基づいて情報システムを総合的に点検・評価・検証をして、監査報告の利用者に情報システムのガバナンス、マネジメント、コントロールの適切性等に対する保証を与える、又は改善のための助言を行う監査の一類型である。	診断を削除した点は当然ではあるが評価できる。 「… 監査とは、… 監査の一類型である。」は、日本語として感心できない。
6	(1) システム監査の対象は、情報システムだけでなく、情報システムを利用する業務も含めた組織体の業務システムであることを、前文に章を追加して明確に記述すべきである。	×	システム監査は情報システムに対する監査であり、業務そのものを監査するものではないことから、原案のとおり	「システム監査は業務そのものを監査するものではない」との認識は、業務と情報システムが一体であり明確に分離できないという実態に合わない。業務監査とシステム監査の重なった領域が漏れる恐れがあり、監査の盲点を容認することになる。
7	「の適切性等に対する保証を与え、又は改善のための助言を行い」に訂正を提言。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
8	「また、ニーズによっては現状の診断を行う監査の一類型である。」の削除を提言。	○	御指摘も踏まえ、診断に関する記載については内容を見直し、削除いたします。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
10	システム監査人が、情報システムにまつわるリスクに直接対処するのではなく、対処されていることを評価する立場である点を指摘。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
11	システム監査の目的に「利害関係者に対する説明責任を果たすことを」の追加を提言。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
15	監査基準の適用範囲を「情報システムの安全性、信頼性、遵法性のみならず、戦略性、有効性、効率性等の監査もカバーし」表現の訂正を提言。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
17	(2) システム監査の判断尺度として、「法令、国が定める指針およびその他の規範」を追記する。マニュアルを「基準・ガイドライン・業務マニュアル」とする。 また、他のガイドライン等を判断の尺度として用いることを明確にする。	×	システム監査は情報システムに対する監査であり、業務そのものを監査するものではないことから、原案のとおり	「システム監査は業務そのものを監査するものではない」との認識は、業務と情報システムが一体であり明確に分離できないという実態に合わない。情報システムは、業務に関連する法令、基準、ガイドラインに準拠した運用が必要であり、監査の盲点となる可能性がある。
20	システム監査の目的に「利害関係者に対する説明責任を果たすことを」の追加を提言。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
21	「現状の点検に基づく診断にも活用できるように配慮した。」に訂正するよう提言。	○	御指摘も踏まえ、診断に関する記載については内容を見直し、御指摘いただいた内容は削除いたします。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
27	内部監査規程等だけではなく、外部の専門家に依頼する場合は、契約に先立ち十分な事前協議を行うことが重要であると指摘。 また解釈指針に委託契約書だけではなく、事前協議の要点も記載する必要があると提言。	△	御指摘を踏まえて対応いたします。なお、事前協議の要点に関し、基準1で言及されていない部分は基準3に含まれていると考えられるため、解釈指針は原案のとおりとさせていただきます。	外部の専門家に依頼する場合に、事前協議で必要な説明事項やヒアリングのポイントなど、指針に盛り込んでいただければ、実施への理解がより深まったと思われる。
39	【基準2】監査能力の保持と向上<解釈指針> 2. (1) [指摘] システム監査人の候補者として「公認システム監査人」を追記すべし	○	御指摘を踏まえて、公認システム監査人についての記載を追記いたします。	
40	指摘箇所：p6 最下行 元の記述：「特に、リスクの変化に対する認識を高める・・・」 指摘内容：リスクの意味するところが不明確であり、脱字がある。 【変更】 ⇒ 特に、環境変化に伴うリスクに対する認識を高める・・・	△	ここで示すリスクは、情報システムリスクのことであるため、単に環境変化に伴うものばかりを示すものではありません。御指摘を踏まえて「情報リスクの変化に対する」と修文いたします。	
43	システム監査のニーズとして、企業経営者が自組織を評価する場合に偏っており、4分類にもとづく次のニーズを追加するよう提言。 1. システム委託者のニーズ 2. システム受託者のニーズ 3. 社会のニーズ	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
44	<p>【基準3】 システム監査に対するニーズの把握と品質の確保<解釈指針> 1. (1) ① 例えば・・・、自組織のITマネジメントが全体として有効に機能・・・</p> <p>[指摘] 「保証意見」の範囲を自組織のITマネジメントが全体として有効に・・・全体という表現を止めて「自組織のITマネジメントについて経営層が対象範囲を明記した言明書の範囲内で有効に」</p>	○	<p>御指摘を踏まえ、以下のように修正いたします。</p> <p>「経営者による言明書の範囲内で、自組織のITマネジメントが 有効に機能していることのお墨付きを得たい」</p>	
46	<p>【基準3】 システム監査に対するニーズの把握と品質の確保<解釈指針> 1. (1) ③ 6行目 「助言型監査と保証型監査を統合した形」という言葉の意味が不明なので、次のような表現に改めるべきである。「なお、上記②の目的をもったシステム監査を行って成熟度が確認できた時点で①の目的をもったシステム監査を行うのが通例である。」</p>	○	御指摘を踏まえて対応いたします	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
47	<p>言明書を用いた保証型システム監査について定義し、解説と実施要領について説明を追加すべきであると提言。</p>	△	<p>ここでは、システム管理基準に替えて「組織体の状況に適合するように適宜選択した項目群」を監査上の判断尺度として採用した場合のことについて言及しています。言明書を用いた保証型システム監査については、【基準3】1. (1) ①で言及しております。</p>	<p>システム監査基準の中で、言明書の単語が出てくるのは、一箇所だけであり、管理基準にも用語集にも説明がない。言明書については、明らかに説明不足である。独立した章で、保証型システム監査と合わせ、詳細な説明を付加すべきである。</p>
49	<p>指摘箇所：p8 下から3行目 元の記述：「Iコントロールを対象・・・」 指摘内容：ITコントロールの誤植と思われるが、ITコントロールが何を指すか不明。 【変更】 ⇒ 情報システムの企画開発、保守に係わるIT全般統制を対象・・・</p>	○	<p>御指摘の点については「情報システムのコントロール」という表現に修正いたします。</p>	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
50	<p>指摘箇所： p9 9行目</p> <p>元の記述：「ただし、システム監査によって保証を行おうとする場合、保証の範囲が限定されることにくわえ、保証の客観性が損なわれる可能性があることに留意する。」</p> <p>指摘内容：システム監査によって保証の範囲が限定されるものではない。なぜなら、保証型監査を行う場合、予め保証範囲を特定し、監査依頼者と合意をしているため監査の結果、合意範囲より監査範囲を絞ることは無いからである。</p> <p>「保証の客観性が損なわれる可能性がある」と記載があるが、監査人は客観的な尺度として、「公表されている各種基準・ガイドライン」を使用しており、この記述は適切でない。</p> <p>【変更】 ⇒ 「ただし、システム監査によって保証を行おうとする場合、保証の範囲が限定されることにくわえ、保証の客観性が損なわれる可能性があることに留意する。」を削除。</p>	△	<p>御指摘の点はシステム管理基準に替えて「組織体の状況に適合するように適宜選択した項目群」を監査上の判断尺度として採用した場合のことについて言及しているものです。内部監査を念頭におけば、必ずしもシステム管理基準を監査上の判断尺度として採用される場合ばかりではないと想定されるため、当該趣旨を踏まえ、以下のとおり修正いたします。「ただし、採用される基準の範囲および性質によっては、保証の範囲が限定されることにくわえ、保証の客観性が損なわれる可能性があることに留意する。」</p>	<p>保証の解釈が曖昧である。</p> <p>何を保証するのか、保証の定義を明確が明確でないため、保証の範囲、客観性が何であるのかが判らない。</p>

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
51	システム管理基準の全項目を使用する監査は、保証型、助言型どちらでも難しい。また保証の範囲を限定しない保証型システム監査は、無限責任を負うことになりかねない。監査人のリスクが高く現実的ではないと指摘。逆に保証の範囲を限定することで、保証型システム監査は実現可能となると提言。	△	御指摘の点はシステム管理基準に替えて「組織体の状況に適合するように適宜選択した項目群」を監査上の判断尺度として採用した場合のことについて言及しているものです。内部監査を念頭におけば、必ずしもシステム管理基準を監査上の判断尺度として採用される場合ばかりではないと想定されるため、当該趣旨を踏まえ、以下のとおり修正いたします。「ただし、採用される基準の範囲および性質によっては、保証の範囲が限定されることにくわえ、保証の客観性が損なわれる可能性があることに留意する。」	保証の範囲を限定しないシステム監査は、監査人のリスクが高く現実的ではない。「保証の範囲」「保証の客観性」について、詳細な説明が不足しており、基準を採用する際に誤解を招く恐れがある。
55	「システム監査人が、以前、監査対象の領域又は業務に従事していた場合、特段の事情がない限り、少なくとも1年を経過していることが望ましい。」1年と具体的に記載すると、1年以上はOKと解される恐れがあると指摘。	○	御指摘を踏まえて、原則として監査の任から外れることが望ましい旨に修正をいたしました。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
59	「身分上の密接な利害関係」とは、監査をする時点での利害関係や依存関係が重要であり、過去に委託元組織体で開発や保守の職種であったかの重要性は低いのではと指摘。	×	実質的には精神的な独立性・客観性が保たれれば監査は実施可能なのかもしれませんが、精神的な独立性という内心の自由に属する事項は、外観上の独立性・客観性に比べると、その挙証の難易度をはるかに高いものと思われます。そのため、より証明が容易である外観上の独立性・客観性を満たしていない状態で、精神的な独立性・客観性が保たれていることを合理的に期待させることは著しく困難なものといえます。したがって、原案のとおりとさせていただきます。	子会社や関連会社も含め、過去に所属した委託元組織体の範囲が曖昧である。開発や保守の職種であった人は、それ以後システム監査部門に所属することは出来なくなる。退職後も、同様である。
61	監査証拠への対応について、助言型、保証型の区別を付けるべきではないこと。また、「批判的な検討を意識する態度」は、【基準4】の客観性に反することを指摘。	△	御指摘を踏まえて、以下のとおりに修文いたします。なお、文意は監査証拠をそのまま信頼しないことであるため、文意を踏まえて修文しています。「入手した監査証拠の充分性、適切性、正確性について精査するなど、建設的な検討を意識する態度の保持が含まれる。」	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
65	[基準5]の解釈指針(1) 「・・・とりわけ保証を目的とした監査においては、入手した監査証拠の対する批判的な検討を意識する態度の保持が含まれる。」と記述した箇所。 「批判的な検討を意識する態度」は、「建設的な検討を意識する態度」に改訂する。	○	「入手した監査証拠の十分性、適切性、正確性について精査するなど、建設的な検討を意識する態度の保持が含まれる。」	
66	システム監査の目的に「利害関係者に対する説明責任を果たすために」の追加を提言	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
67	特定の開発手法について唐突に事例が述べられている点を指摘。 これ以外の開発手法について応分に記載すべきと提言。	×	従来のウォーターフォール型の開発だけでなくアジャイル開発による開発手法も増加しており、その必要性に鑑みてシステム管理基準にもアジャイル開発についての記載を行ったところ、その点に鑑みて本件の記載を行っているものです。そのため、原案のとおりとさせていただきます。御意見については今後の参考とさせていただきます。	アジャイル開発について記載することに異論はないが、アジャイル開発のみ、開発フェーズから切り離した章とすることは、構成上無理があると考えます。
71	「事業戦略」「経営戦略」「IT戦略」「情報システム戦略」「情報戦略」など、まぎらわしい用語を整理統一して用語定義に追加すべきと提言。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
76	システム監査で「保証を与える又は助言を行う」は、目的ではなく手段であると指摘。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
80	助言型と保証型で、監査証拠の客観性に差を付けるべきではないと指摘。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
83	<p>【基準8】 監査証拠の入手と評価<解釈指針> 3・・・なお、上記以外にも、コンピュータを利用した監査技法として・・・</p> <p>[指摘] コンピュータを利用した監査技法のテストデータ法や監査モジュール法の記述を削除</p> <p>[理由]本番系のシステムに対してシステム監査のためとは言え、仮のデータを入力したり、監査用モジュールをインストールするような事は避けるべきである。仮のデータを入力すると入力件数や金額の総計に悪影響を与える可能性がある。また、監査用モジュールをインストールすると本番稼働が誤作動したり異常終了する可能性がある。</p>	×	テストデータ法や監査モジュール法については、システム監査技術者試験等でも取り扱われる一般的な監査技法でもあるところから、原案通りとさせていただきたく存じます。	国家試験側は、「システム監査基準」に記載されているから使っているのであり、それを正当性の論拠とすべきでない。先ず、「システム監査基準」側から改めるべきと考える。
85	監査証拠が入手しにくい事例を、特定の開発手法に絞るべきではないと指摘。他にもクラウドなどの事例も追加すべきであると提言。	○	御指摘を踏まえ、クラウド利用の場合にはシステム監査自体が実施が困難である場合があり、そのようなケースがあることを留意点として述べることにします。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
87	<p>指摘箇所： p25 <解釈指針> 1. の記述元の記述：「監査調書は、保証を目的とするシステム監査に限らず、助言及び診断を目的としたシステム監査においても、実施内容の客観性等を確保するために、監査調書を作成する。」</p> <p>指摘内容： 主述が不一致。 もしくは主語がないために文意がおかしい。文意は、システム監査人に監査調書を作成することを求めていると理解する。</p> <p>【変更】 ⇒ システム監査人は、保証を目的とするシステム監査に限らず、助言及び診断を目的としたシステム監査においても、実施内容の客観性等を確保するために、監査調書を作成する。</p>	○	御指摘を踏まえて限定する記載を削除する対応いたします。	
88	監査調書の作成に、「保証型に限らず」という表現は不要であると指摘。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
89	「さらには診断を目的としたシステム監査であれ、」の削除を提言。	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	
92	<p>指摘箇所： p29 <解釈指針> 1. の3行目元の記述：「ショルプロセス図」</p> <p>指摘内容： 意味不明。誤植と思われる。</p> <p>【変更】 ⇒ ジョブプロセス図</p>	○	御指摘を踏まえて対応いたします。	

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
96	改善勧告と改善提案の意味の違いを指摘。 助言型監査から改善勧告を外すべきではないと提言。	○	改善勧告という用語に統一いたします。	
97	指摘箇所： p 31 「<例1> 監査対象に保証を付与する場合」の記載内容 元の記述：「x年x月x日からy年y月y日の期間(時点の場合には、x年x月 x 日現在と記入する)に係る AAA(対象としたシステム等を記入する)は、BBB(「システム管理基準」等の判断の尺度を記入する)に照らして適切であると認められる(又は重要な指摘事項は見当たらなかった)。」 指摘内容：保証する対象が明確でないため、保証型監査の結論としての記述になっていない。保証する範囲を明示する。 【変更】 ⇒ x年x月x日からy年y月y日の期間(時点の場合には、x年x月 x 日現在と記入する)に係るAAA(対象としたシステム等を記入する)は、BBB(「システム管理基準」等の判断の尺度を記入する)に照らして、その整備状況(業務規定、業務マニュアル等)ならびにその運用状況は適切であると認められる(又は重要な指摘事項は見当たらなかった)。	×	御指摘の内容は、ある情報システムの管理手続等の整備状況ならびに運用状況を保証の対象とした場合と考えられます。保証する対象が明確ではないとのご指摘ですが、保証する対象は監査のニーズおよび目的に応じて様々であり、必ずしも御指摘の情報システムの管理手続等の整備状況ならびに運用状況のみに限られないことから、原案のとおりとさせていただきます。	監査ニーズおよび目的により保証対象が様々であるとの回答ですが、指摘は例1の元の記述をより詳細にしたものである。

システム監査基準への意見提出結果と考察

2018年10月02日更新

整理番号	指摘の趣旨	採否	指摘に対する回答	回答に対する考察
98	指摘箇所： p32 最下行 元の記述：<例4> 監査対象について診断の結果を報告する場合 指摘内容： 記載位置が不適切 【変更】 ⇒ p33の囲み部分の上に記述する。	?	診断に関する記載については内容を見直し、御指摘いただいた内容は削除いたします。	回答内容が趣旨に合っていない。
99	「監査対象について診断の結果を報告する場合」の削除を提言。	○	診断に関する記載については内容を見直し、御指摘いただいた内容は削除いたします。	
109	基準4に「保証型システム監査の実施」を追記する。助言型のみではなく、保証型も明示的に記載する。 あるいは、[基準4]助言型システム監査と保証型システム監査」を追記する。 そのうえで、それぞれの実施基準を明示的にすることも一考である。	×	[基準3]の次に、「[基準4]保証型システム監査の実施」を追記する。 情報システムの不稼働が、取引先や社会に及ぼすことが考えられる場合には、経営陣は、情報システムの信頼性を高める保証型システム監査の実施をめざさなければならない。このことを基準の内容に記載する。	回答の中で、「・・・保証型システム監査の実施をめざさなければならない。」ということ、基準の内容のなかで記載しても、これからの時代に保証型システム監査の実施が必須になってくる。このことを明示的に示すために、保証型システム監査の実施を「基準」項目として記載すべきである。